

【 募 集 要 領 】

帯広市行政不服審査法施行条例等（素案）に関するパブリックコメント（市民意見の提出制度）の実施について

（計画・条例の概要説明と意見・提言の依頼文書）

行政不服審査法の改正により、来年度から、国や帯広市などの行政処分に対する不服申立ての制度が、公正性の向上と使いやすさの向上の観点から、整備・拡充されます。

このため、帯広市では、行政不服審査法の改正の趣旨を踏まえ、新たに設置する第三者機関の名称や構成委員の人数、任期などを定めるに当たり、パブリックコメントを実施しますので、ご意見、ご提言をお寄せください。

1. 意見をいただく名称

帯広市行政不服審査法施行条例等（素案）

2. 資料の名称・入手方法

資料の名称	入手方法		
	市ホームページ	閲覧	配付
帯広市行政不服審査法施行条例等（素案）の概要	○	○	○
（資料1）今回の素案に関連する法・主な条例の規定	○	○	○
（資料2）行政不服審査法関連3法の概要	○	○	○

3. 資料の閲覧・配付場所

施設名	所在	閲覧時間	休館日	連絡先
市庁舎 3階 広報広聴課	西 5 南 7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	広報広聴課 65-4110
市庁舎 5階 情報室	西 5 南 7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	行政推進室 65-4112
市庁舎 5階 行政推進室※担当課	西 5 南 7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	行政推進室 65-4112
川西支所	川西町西 2	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	59-2011
大正支所	大正本町	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	64-5341
鉄南コミセン	西 2 南 24	9:00～22:00	火曜・年末年始	25-2295
東コミセン	東 7 南 9	9:00～22:00	火曜・年末年始	24-5750
緑西コミセン	西 17 南 4	9:00～22:00	火曜・年末年始	33-0625
啓北コミセン	西 13 北 2	9:00～22:00	火曜・年末年始	33-0623
西帯広コミセン	西 23 南 2	9:00～22:00	火曜・年末年始	37-3885
南コミセン	西 10 南 34	9:00～22:00	火曜・年末年始	47-0433
帯広の森コミセン	空港南町南 11	9:00～22:00	火曜・年末年始	47-3974
森の里コミセン	西 22 南 4	9:00～22:00	火曜・年末年始	36-3270
図書館	西 2 南 14	10:00～20:00 (土日祝～18:00)	月曜日(月曜祝日のときは翌日)・ 月末・年末年始	22-4700
市民活動交流センター	西 2 南 8 (藤丸 8F)	10:00～19:00	年末年始・藤丸休業日	20-3004

※帯広市ホームページからも閲覧・入手できます。(http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/)

4. 意見等の提出方法

- (1) 電子メール、ファクス、郵送、持参でお寄せください。(電話による意見の提出はできません。)
- (2) 提出様式は任意ですが、案件名、住所、氏名(法人その他の団体の場合は、名称および代表者名)を記載してください。(別紙「意見等の提出書」を参考にしてください。)
- (3) 電子メールによる提出の場合は、帯広市ホームページからダウンロードできる所定の様式以外の添付ファイルの使用はご遠慮ください。

5. 意見等の提出先

帯広市総務部行政推進室(市庁舎5階)まで
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
ファクス番号 : 0155-23-0151
メールアドレス : reform@city.obihiro.hokkaido.jp

6. 意見の募集期間

平成27年12月1日(火)～平成28年1月4日(月)
※郵送の場合は当日必着
※持参の場合は平日8時45分～17時30分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

7. その他

- (1) 意見提出用紙の大きさや枚数は問いませんが、意見が長文になる場合や、膨大な資料を提出する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (2) 募集締切後、意見を取りまとめ提出意見およびその意見に対する市の考え方を公表します。なお、提出時に記載された住所、氏名については、公表しません。